

立川市私道下水管理設要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内に住所を有し、又は家屋を有する者の申請に基づいて私道に下水管を埋設することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(埋設条件)

第2条 下水道を埋設する私道は、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 私道の両端が公道に接道し、かつ、私道の復員が1.8メートル以上あること。ただし、私道の一端のみが公道に接続している袋路にあっては、その復員が1.8メートル以上あり、かつ、延長が15メートル以上あること。
- (2) 私道の所有者が下水管の埋設を無条件で承諾していること。
- (3) この要綱に基づく私道に面する家屋が5軒以上あること。
- (4) この要綱に基づく下水管の埋設に併行して希望者全員が水洗便所に改造すること。

(申請)

第3条 下水管理設の申請は、下水管の埋設を希望する者の代表者(以下「申請者」という。)から私道下水管理設申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

(決定)

第4条 前条に規定する申請書の提出を受けたときは、必要な調査を行い、可否を決定し、私道下水管理設決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(工事費)

第5条 下水管を埋設する費用は、全額市が負担するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、環境下水道部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。

2 私道の下水管布設の取扱要綱(昭和49年4月1日市長決定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。